

ご入会をご検討の方は、以下の会則をご一読のうえ、[info@ncf.nagoya](mailto:info@ncf.nagoya) へお問い合わせください。

# 名古屋創生フォーラム 会則

## 第1章 総則

### (名称及び事務局)

第1条 本フォーラムは名古屋創生フォーラム(NCF:Nagoya Creation Forum、以下「フォーラム」という)と称し、事務局を名古屋市中区栄5-1-32久屋ワイエスビル8F(株)都市研究所スペース内に置く。

### (目的)

第2条 フォーラムは、多様な取り組みと連携しつつ都市の新陳代謝を促し、若者を惹き付け、国際性豊かな経済活動とWell-Beingを実感できる暮らしの舞台にふさわしい「新しい名古屋の創生」を希求することを目指し、産学官民のプラットフォームとしての役割を担う。

また、リニア中央新幹線開業後の国土を念頭に、東京一極集中是正の受け皿となり得る魅力ある都心づくりに資するために、会員間で情報を共有し互いを啓発しながらまちづくりの活性化に取り組む。

### (活動内容)

第3条 フォーラムは、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) 産学官民による議論のプラットフォームとして名古屋市に関するさまざまな情報を共有する
- (2) 行政機関、大学、企業などと連携した情報交換を積極的に推進する
- (3) 名古屋都心部及び関連するエリアに関する課題把握と改善策の検討を行う
- (4) 会員相互に情報収集・活用を図るため、懇話会、交流会などを開催する
- (5) 特定テーマに関する部会を設置し、会員による独自の取り組みを行う
- (6) サポーター等から広く知見を収集し、会員間の交流・議論の活性化に資する
- (7) 「新しい名古屋の創生」に向けた提言を行う

## 第2章 会員及び役員

### (フォーラム会員)

第4条 フォーラムの会員は、名古屋市を中心に地域まちづくりに関心のある者すべてを対象とし、法人、個人を問わず、フォーラムへの入会、脱会は妨げないものとする。

- (1) 会員の種別は法人特別会員、法人一般会員、個人会員とし、学識経験者、行政関係者についてはサポーターとして関与できる。

### (役員を選任)

第5条 フォーラムに、代表、常任理事、理事、監事を置き、必要に応じて次の役員を置く。

- (1) 顧問、特別顧問

1 代表、監事は総会で選任する。この際、共同代表を置く事を妨げない。

2 常任理事、理事は、理事会において選任する。

(役員職務)

第6条 代表は、フォーラムを代表し、全職務を統轄する。

- 1 副代表は、代表を補佐し、代表が何らかの理由で職務ができないときは、その職務を代行する。
- 2 常任理事は、フォーラムの運営に係る全般を掌握して目下に必要となる事項を決定するとともに、重要事項を理事会に諮る。
- 3 理事は、常任理事が諮問するフォーラムの運営に関する重要事項を審議し決定する。
- 4 監事は、フォーラムの会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、顧問、特別顧問を除き2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 1 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第8条 フォーラムは、会則に違反又はフォーラムの目的に反する行為があったと認めるときは、理事会の決議により役員を解任することができる。

### 第3章 フォーラムの運営

(総会)

第9条 総会は、年一回代表が招集する。総会では代表が議長を務める。

- 1 総会は、次の事項を審議決定する。
  - (1) 予算、決算に関すること。
  - (2) 活動計画の承認。
  - (3) その他必要となる事項の決議
  - (4) 理事会で決した事項の報告
- 2 代表は、必要があると判断した場合、又は会員の要求があった場合、臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会は原則として公開とする。
- 4 総会の開催は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。  
ただし、止むを得ないときは、委任状をもって出席にかえることができる。
- 5 議事は、出席会員の過半数で決する。

(理事会)

第10条 フォーラムには、機関として常任理事と理事で構成する理事会を置く。

- 1 理事会は代表が招集して開催する。
- 2 理事会は過半数の理事の出席で成立し、以下を職務する。
  - (1) 理事会は常任理事、理事を選任する。
  - (2) 部会の設置、活動内容を審議し承認する。また、必要に応じて指導する。
  - (3) フォーラムの活動計画を策定する。
  - (4) 行政機関等への提言に関する事項を審議する。
  - (5) 必要に応じて理事会に担当理事を置く。

(部会)

第11条 部会は第2条のフォーラムの目的を達成するために理事会の承認を経て設置する。発議は代表となる理事とする。

- 1 勉強会、研究会、交流会等の経緯を経て成立した場合

## 2 理事、会員が自ら部会の立上げを企画した場合

### (事務局)

第12条 フォーラムには事務局を設置する。

1 事務局はフォーラムにおける会合、事業におけるすべてのサポート業務を担当する。

- (1) フォーラムの年間スケジュールの管理及び準備と予算管理及び報告。
- (2) 会員名簿の作成管理及び連絡。必要に応じて名刺などの手配作成。
- (3) 会費等の請求及び徴収管理。
- (4) 理事会、委員会などの連絡、準備、会員の管理。
- (5) 集会などに係る会場設営、講師手配など全般。
- (6) 会員募集に関する実務及びとりまとめ。
- (7) 議事録作成、HP制作、広報全般。
- (8) 上記の他、必要と思われる業務

2 事務局には、必要に応じて事務局長1名及び総務、庶務、経理等の担当を置くことができる。

### (経費)

第13条 フォーラムの運営に要する経費には、会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

### (会員・会費、入退会)

第14条 会員は、法人特別会員、法人一般会員、個人会員で構成する。

1 法人特別会員は、フォーラムが主催する全ての活動に参加することができる。法人一般会員は懇話会を除く活動に参加する事ができる。個人会員は交流サロンのみ参加する事ができる。

2 会費は、1口当たりの年額を以下の通りとする。

	法人特別会員	法人一般会員	個人会員
会費	100,000円	50,000円	10,000円

3 本フォーラムに入会を希望する者は、書面による入会申請に基づき、理事会の承認を経て入会する事ができる。但し、次の各号の一つに該当するものは、会員等となる事ができない。

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行う事ができない者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受ける事が無くなるまでの者
- (4) 反社会的勢力(①暴力団、②暴力団員又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団系企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準ずる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者(以下「暴力団員等」)に実質的に支配されていると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。)

4 会員等が次の各号の一つに該当するに至った時は、その資格を喪失し、会員としての一切の権利を失い、既に納付した金銭その他本フォーラムの資産に対し何らの請求をすることができない。

- (1) 退会届意を提出し、退会届に記した退会日が到来したとき
- (2) 会員等である法人又は団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき

- (4) 除名されたとき
- (5) 本フォーラムが解散したとき
- 5 会員等が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の議決によりこれを除名することができる。
  - (1) この会則に違反したとき
  - (2) 入会後に第14条第3項の各号の一つに該当するものと判明したとき
  - (3) 本フォーラムの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 6 会員等は理事会が別に定める退会届を、退会する1ヶ月前以前に理事会に提出して、任意に退会することができる。
- 7 本フォーラムの趣旨に賛同し、地域の意見等を本フォーラムに伝える者をオブザーバーとして置くことができ、オブザーバーの会費は免除する。
- 8 オブザーバーとは別に、本フォーラムに知的情報の提供など活動を支援する者としてサポータを置くことができ、サポータの会費は免除する。

(会計年度)

第15条 フォーラムの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。入会時期を問わず年会費は所定の額とする。

#### 第4章 雑則

(細則の制定)

第16条 本会則施行のため必要な細則は、理事会の議決を経て代表が定める。

(会則の改廃)

第17条 この規約の改廃については、理事会において3分の2以上の同意を必要とする。

#### 附則

1 この会則は、2025年6月20日から施行する。